

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2018年6月18日 |
| 【会社名】 | 株式会社KeyHolder (旧会社名 アドアーズ株式会社) |
| 【英訳名】 | KeyHolder, Inc. (旧英訳名 ADORES, Inc.) (注) 2017年6月27日開催の第50回定時株主総会の決議により、 2017年10月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 明珍 徹 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| 【電話番号】 | 03(5843)8800 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 金谷 晃 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| 【電話番号】 | 03(5843)8805 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 金谷 晃 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 32,029,400円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 4,035,704,400円 (注) 1. 本募集は2018年6月18日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものです。 (注) 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券 (株式会社KeyHolder 第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 320,294個 (新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。 |
| 発行価額の総額 | 32,029,400円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき100円 (新株予約権の目的である株式1株当たり1円) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 2018年7月13日 |
| 申込証拠金 | 該当事項はありません。 |
| 申込取扱場所 | 株式会社KeyHolder 総務部 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 |
| 払込期日 | 2018年7月24日 |
| 割当日 | 2018年7月24日 |
| 払込取扱場所 | 株式会社三菱UFJ銀行 麹町支店 東京都千代田区麹町4-1 |

(注) 1. 株式会社KeyHolder 第2回新株予約権証券 (以下「本新株予約権」という。) は、2018年6月18日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むことにより行うものとしてします。
3. 本新株予約権の募集は、外部協力者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

| 対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|-------|----|----------|
| 外部協力者 | 3名 | 320,294個 |
| 合計 | 3名 | 320,294個 |

(2) 【新株予約権の内容等】

| | |
|-------------------------------------|--|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。 |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 32,029,400株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金125円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 4,035,704,400円 (注)ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年7月24日から2028年7月23日までとする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社KeyHolder 総務部 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 麹町支店 東京都千代田区麹町4-1 |
| 新株予約権の行使の条件 | 1. 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値(以下「株価終値」という。)が一度でも下記(a)乃至(c)に掲げる条件を満たした場合、各号に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。 (a) 連続する5取引日の株価終値が行使価額に120%を乗じた価額を上回った場合： 30% (b) 株価終値が200円(ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には下記(注)2.に準じて適切に調整されるものとする。)を上回った場合： 60% (c) 株価終値が260円(ただし、本新株予約権の割当日以後に行使価額が調整された場合には下記(注)2.に準じて適切に調整されるものとする。)を上回った場合： 100% |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>2. 上記1.に拘わらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株価終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価額を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合</p> <p>(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合</p> <p>(c) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合</p> <p>(d) その他上記に準じ、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | <p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項はありません。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | <p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> |
|--|---|

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできないものとする。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求受付日に発生するものとする。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額 (円) | 発行諸費用の概算額 (円) | 差引手取概算額 (円) |
|---------------|---------------|---------------|
| 4,035,704,400 | 19,800,000 | 4,015,904,400 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 (32,029,400円) に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 (4,003,675,000円) を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」といいます。) は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,300,000円、弁護士費用2,500,000円、登記関連費用15,000,000円となります。
4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権につきましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先との相互協力関係の強化及び本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的として発行するものであり、また、本新株予約権の行使については、上記「1 新規発行新株予約権証券 (株式会社KeyHolder 第2回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」に記載した条件を満たすことで行使可能となるうえ、さらに本新株予約権者の判断により行使がなされるものであることから、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難ではあるものの、前述の差引手取概算額4,015,904,400円の想定し得る使途につきましては、目下、既に運営を開始しております当社の100%子会社である株式会社KeyStudio (以下「KS」といいます。) の劇場運営に係る広告宣伝等への費用の充당을予定しているほか、将来的には合弁会社において展開するプロモーションなどの広告宣伝費用のほか、当該事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の劇場開設に向けた資金に充当することを見込んでおりますが、現時点において具体的な金額や配分などは未定であり、決定次第お知らせいたします。

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

| | |
|-------|--------|
| 氏名 | 秋元 康 |
| 住所 | 東京都渋谷区 |
| 職業の内容 | 作詞家 |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------------|--|
| 出資関係 | 後記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と共同で設立する合弁会社に出資いただく予定です(出資比率21%)。 |
| 人事関係 | 後記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社の特別顧問にご就任いただく予定です。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

a. 割当予定先の概要

| | |
|-------|---|
| 氏名 | 秋元 伸介 |
| 住所 | 東京都千代田区 |
| 職業の内容 | 株式会社Y&N Brothers 代表取締役 (所在地:東京都千代田区麹町四丁目3番1号) (事業の概要:映像・音楽ソフト、CM、映画及び舞台の企画、制作等) |

b. 提出者と割当予定先との間の関係

| | |
|------------|--|
| 出資関係 | 後記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と共同で設立する合弁会社に出資いただく予定です(出資比率6%)。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係又は取引関係 | 後記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、KSとの業務提携先である、株式会社Y&N Brothersの代表取締役であります。 |

a. 割当予定先の概要

| | |
|-------|--|
| 氏名 | 赤塚 善洋 |
| 住所 | 東京都北区 |
| 職業の内容 | 株式会社allfuz 代表取締役 (所在地:東京都渋谷区東三丁目16番3号エフ・ニッセイ恵比寿ビル7階) (事業の概要:広告企画開発事業、タレント・コンテンツ事業) |

b. 提出者と割当予定先との関係

| | |
|------------|---|
| 出資関係 | 後記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と共同で設立する合弁会社に出資いただく予定です (出資比率3%)。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術関係又は取引関係 | 後記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、K Sとの業務提携先である、株式会社allfuzの代表取締役であります。 |

c. 割当予定先の選定理由

当社は、当社グループの事業規模拡大を図る目的で、K Sを設立し、新宿アルタ店を活用したライブ・イベントスペース「KeyStudio」を提供する事業を開始しておりますが、今般、2018年6月18日付け「連結子会社 (株式会社KeyStudio) と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、K Sが株式会社Y&N Brothers (所在地：東京都千代田区麹町四丁目3番1号 代表取締役 秋元伸介。以下「Y&N」といいます。) 及び株式会社allfuz (所在地：東京都渋谷区東三丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ペイル7階 代表取締役 赤塚善洋。以下「オルファス」といいます。) との間で業務提携契約 (以下「本件業務提携」といいます。) を締結すること及び、秋元康氏が当社の特別顧問に就任すること、また、同日付け「合弁会社設立に関するお知らせ」のとおり、秋元康氏、秋元伸介氏、Y&N、赤塚善洋氏及び株式会社A.M.Entertainment (所在地：東京都渋谷区 代表取締役 村山隆弘。以下「A.M.E」といいます。) との共同で合弁会社を設立 (本件合弁会社設立) することにつき公表しております。

当社は、秋元康氏の当社特別顧問就任、本件業務提携及び本件合弁会社設立により、K Sのライブ・エンターテインメント部門における事業拡大が推し進められる状況となり、さらなる当社グループの企業価値向上が実現できるものと考えておりますが、秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏との相互協力関係を強化することで、K Sの企業価値が増大され、ひいてはK Sの親会社である当社グループ全体においても、さらなる業容拡大及び企業価値の向上につながると判断したことにより、本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的として、当社において本新株予約権の発行について検討いたしました。

また、本新株予約権の行使については、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (株式会社KeyHolder 第2回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」に記載した条件を満たすことで行使可能となるうえ、本新株予約権者の判断により行使がなされるものであることから、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難ではあるものの、今後のK Sの劇場運営に係る費用及び合弁会社において展開するプロモーションなどの広告宣伝費用のほか、当該事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の劇場開設に向けた資金に充当することなども想定されており、資金調達的手段としても本新株予約権の発行について検討いたしました。

外部協力者 (秋元康氏) について

秋元康氏は、2018年6月18日付け「連結子会社 (株式会社KeyStudio) と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、当社の特別顧問にご就任いただけるなど、当社グループにおける総合エンターテインメント事業ひいてはKeyHolderグループ全体のさらなる規模の拡大及び基盤強化へ多大な貢献をいただけるものと考えております。

同氏は、複数の会社の経営に関与することを通じタレントやアーティストの発掘・育成及び企画、制作を行う総合プロデュースに関する豊富な知識と経験を有するほか、国内外の芸能関係において幅広いネットワークを有しております。特に、企画、制作を行う総合プロデュースに関する豊富な知見を有するため、当社グループが開始したライブ・エンターテインメント事業に関するアドバイスや戦略立案、その他様々なプレイヤーとの幅広い協業の可能性に関するアドバイスのほか、大手レベルや大手芸能事務所などの紹介が期待でき、同氏はかかるネットワークを通じて、業界についての新鮮かつ有益な情報についての知見も有しております。

また、同氏はテレビ番組制作に関する企画、構成においても幅広い知見を有しており、人気バラエティ番組の制作を始め、映画監督などの経験を通して、テレビ番組制作の現場レベルにおける豊富な知識も有しております。この点、2018年5月24日付け「連結子会社 (株式会社KeyProduction) による吸収分割契約の締結に関するお知らせ」のとおり、連結子会社である株式会社KeyProductionを吸収分割承継会社としてテレビ番組制作事業を株式会社BIGFACEから承継することとなりますが、このテレビ番組制作事業を含め、当社グループ全体に対する多くの助言を頂戴できるものと考えております。

当社は、秋元康氏に対して本新株予約権を割当てることにより、当社との結束力をさらに高め、秋元康氏の一層の意欲及び士気を向上させ、当社の企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたします。

外部協力者 (秋元伸介氏) について

秋元伸介氏は、2018年6月18日付け「連結子会社 (株式会社KeyStudio) と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、Y&Nの代表取締役として当社子会社であるKSとの業務提携による協力のほか、同日付け「合併会社設立に関するお知らせ」のとおり、本件合併会社設立に関して個人として共同出資をいただくなど、当社の経営及び運営などにおいて深く関わっていただくことに加え、映像ソフトや音楽ソフトに加え、CM、映画及び舞台などの企画、制作を行う総合プロデュース事業を通して、様々なタレント、アーティストの発掘・育成を経験されていることから、本件業務提携の趣旨であるライブ・エンターテインメント分野における新たな事業領域の開拓において、極めて重要な役割を有し事業の核となる人物であり、当社グループ全体の事業基盤強化へ貢献いただけるものと考えております。

当社は、秋元伸介氏に対して本新株予約権を割当てることにより、当社との結束力をさらに高め、秋元伸介氏の一層の意欲及び士気を向上させ、当社の企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたします。

外部協力者 (赤塚善洋氏) について

赤塚善洋氏につきましても、2018年6月18日付け「連結子会社 (株式会社KeyStudio) と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」のとおり、オルファスの代表取締役として当社子会社であるKSとの業務提携による協力のほか、同日付け「合併会社設立に関するお知らせ」のとおり、本件合併会社設立に関して個人として共同出資をいただくなど、当社の経営及び運営などにおいて深く関わっていただくことに加え、豊富なタレント・アーティスト情報に基づくキャスティング業務や販売戦略の立案を主軸とした、日本唯一の「コンテンツ・ブティック」として、イベント事業等のマーケティングセールスプロモーションの企画・提案・運営における能力及び知見を生かして、「高度に専門化された業務を効率よく行う専門会社」として同社を牽引していることから、本件業務提携の趣旨であるライブ・エンターテインメント分野における新たな事業領域の開拓において、極めて重要な役割を有し事業の核となる人物であり、当社グループ全体の事業基盤強化へ貢献いただけるものと考えております。

当社は、赤塚善洋氏に対して本新株予約権を割当てることにより、当社との結束力をさらに高め、赤塚善洋氏の一層の意欲及び士気を向上させ、当社の企業価値向上に対するインセンティブを付与することを目的として、有償にて本新株予約権を発行いたします。

行使条件等について

上記した割当予定先の選定理由に加えて、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (株式会社KeyHolder 第2回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使の条件」のとおり、本新株予約権には、株価が一定水準まで上昇した場合のみ段階的に行使が可能となり、当社普通株式終値が行使価額の50%を下回った場合に、本新株予約権の行使を義務付ける旨の行使条件 (以下「強制行使条件」といいます。) が設定されております。付与対象者においても、当社の株価水準へのプレッシャーを意識しつつ、当社とのより強固なリレーションシップを中長期的に継続することで、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上への意識を当社と共有いただくことを企図しております。

なお、当社は、強制行使条件に抵触したにもかかわらず、割当予定先が本新株予約権を行使しない場合には、割当予定先と締結する予定の割当契約に基づき、裁判上及び裁判外の請求により、権利行使を求めて参ります。

d. 割り当てようとする株式の数 (本新株予約権の目的である株式の数)

1. 外部協力者 (秋元康氏) 25,066,600株
2. 外部協力者 (秋元伸介氏) 5,570,300株
3. 外部協力者 (赤塚善洋氏) 1,392,500株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、2018年6月18日付け「連結子会社(株式会社KeyStudio)と株式会社Y&N Brothers及び株式会社allfuzとの業務提携契約の締結及び秋元康氏の当社特別顧問就任に関するお知らせ」及び同日付け「合弁会社設立に関するお知らせ」のとおり、本件業務提携及び本件合弁会社設立の目的に照らした各施策を通して展開する今後の活動に対して責任を持って取り組んでいただけるとの想いと意思を伺った上で、本新株予約権の譲渡はせず、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金に充てるため、新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部を売却する方針ではあるものの、それ以外は、当社の企業価値向上に対する割当予定先のインセンティブとしての性格上、中長期に渡って保有する旨の方針を口頭で確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権の払込みに要する財産の存在につきまして、割当予定先である秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏から、同氏らの預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の払込みに要する資金の全部を有していることを確認するとともに、当該資金は全額自己資金であることも口頭で確認しております。

秋元康氏については、同氏の預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の約4割を有することを確認した上、当該資金が自己資金である旨の説明を受けております。当該金額は本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の全額には満たないものの、同氏からは、当該自己資金に加えて、自身の活動による報酬を原資とする追加の自己資金をもって、また、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部を売却することにより得る資金をもって、権利行使期間中における権利行使に係る払込みに要する全資金に充てる旨の説明を受け、当該説明内容につき、当社として十分に合理性のあるものと判断しておりますことから、本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。

秋元伸介氏については、同氏の預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の約5割を有することを確認しております。なお、当該資金については、秋元伸介氏が代表取締役を務める株式会社Y&N Brothers(東京都千代田区麹町四丁目3番1号 以下「Y&N」といいます。)が秋元伸介氏に融資している資金(金額:300百万円 返済期日:2028年7月23日 年利:3.0%)である旨を借入申込書にて確認しております。当該金額は本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する資金の全額には満たないものの、同氏からは、当該資金に加えて、自身の役員報酬等を原資とする追加の自己資金をもって、また、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部を売却することにより得る資金をもって、権利行使期間中における権利行使に係る払込みに要する全資金に充てる旨の説明を受け、当該説明内容につき、当社として十分に合理性のあるものと判断しておりますことから、本新株予約権の権利行使に支障はないと判断しております。

なお、当社といたしましては、秋元康氏及び秋元伸介氏において、当社とのより強固なリレーションシップを中長期的に継続していただくことを確保することで、中長期的な当社の企業価値の向上及びこれによる株主の皆様への利益向上を実現するため、両氏が中長期に亘って、当社株価の上昇に対する強い動機付けを得られるよう本新株予約権を設計することが妥当であるとの判断に基づき、新たな自己資金が追加された時点で新株予約権の追加発行を行うのではなく、現時点において将来の報酬分に相当する量の本新株予約権を両氏に対して付与することについては十分な合理性があると判断しております。

また、赤塚善洋氏については、同氏の預金通帳の写しを受領し、本新株予約権の権利行使に係る払込みに要する十分な資金を有していることを確認しております。なお、当該資金については、同氏が代表取締役を務める株式会社allfuz(東京都渋谷区東三丁目16番3号 エフ・ニッセイ恵比寿ペイル7階 以下「オルファス」といいます。)が同氏に融資している資金(金額:200百万円 返済期日:2028年7月23日 年利:2.0%)である旨を借入申込書にて確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、Y & N及びオルファスが反社会的勢力等でないこと及び反社会的勢力等と何らかの関係の有していないか、第三者調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地 代表取締役 荒川一枝）に調査を依頼しました。そして、公開情報（登記簿謄本などの官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集）及び同社の保有する独自情報（同社が独自に集積し構築した反社会的勢力・市場勢力の情報）との照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、Y & N及びオルファスに関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。これにより、当社は、割当予定先、Y & N及びオルファスが反社会的勢力等ではないこと及び反社会的勢力等とは何らかの関係の有していないと判断しております。なお、当社は、「割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書（第三者割当）」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行価額を算定するため、本新株予約権の発行要項に定められる諸条件を考慮し、本新株予約権の発行価額算定を、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング30階 代表取締役 野口真人。以下「ブルータス」といいます。）に依頼いたしました。ブルータスは、新株予約権の発行価額算定にあたって一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果に基づき発行価額を算定いたしました。

具体的には、当該評価機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

また、当該評価機関は、媒介変数を発行決議日前取引日の東京証券取引所における普通取引終値（125円）、当社株式の株価変動率（51.20%）、配当利回り（0.80%）、無リスク利率（0.049%）、権利行使期間（10年）とし、割当予定先の行動に関して一定の前提を置き、本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額125円/株、満期までの期間10年、株価条件）に基づいて、他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる事象を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、算定に用いられた手法、前提条件及び仮定等について特段不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当なものであると判断し、当該算定機関の算定結果を参考に、本新株予約権の発行価額を当該算定機関の算定結果と同額に決定いたしました。

また、行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日（2018年6月15日）における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引終値と同値である1株当たり125円といたしました。

なお、2018年6月18日開催の取締役会に出席した監査役3名全員（うち社外監査役2名）からは、第三者評価機関であるブルータスにより算定された本新株予約権の発行価額について、実務上一般的に公正妥当と考えられる算定方法で算定され、その算定手法についても特に不合理な点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は特に有利な発行価額に該当せず、適法である旨の意見を頂いております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の株式数は、32,029,400株(議決権個数320,294個)であり、2018年3月31日時点の発行済株式総数139,259,092株(総議決権数1,392,041個)の23.00%(総議決権に対する割合23.01%)に相当します。

しかしながら、本新株予約権は、当社普通株式の終値が一定の水準を上回った場合に段階的に行使が可能となる行使条件が設定されており、加えて、行使価額の50%を下回る価額となった場合、本新株予約権の行使を義務付ける旨の行使条件が設定されていることから、株価が一定水準まで上昇しない場合は新株予約権を行使することができず、一方で当社株価の下落時には本新株予約権の割当予定先が株価下落に対して一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有することが可能となります。

また、割当予定先との相互協力関係の強化及び本件業務提携及び本件合弁会社設立に基づく事業に対する意欲及び士気の向上を目的とした上で、割当予定先である外部協力者3名には、将来的に当社の株主になっていただくことにより、それぞれがこれまでの実績を築き上げる中で確立した豊富な人脈及び経験に基づいた知見を、今後の事業展開における運営面や財務面、技術面などの幅広い領域に対する助言あるいは指導という形で経営に活かすなど、多大な貢献をいただけるものと考えております。加えて、「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途 (2) 手取り金の使途」に記載のとおり、今後のKSの劇場運営に係る費用及び、合弁会社において展開するプロモーションなどの広告宣伝費用のほか、当該事業の拡大を目指すにあたり構想する、次の劇場開設に向けた資金調達も必要であります。

また、前記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載いたしましたとおり、本新株予約権の発行は、本件業務提携及び本件合弁会社設立における事業展開において、外部協力者の意欲及び士気の向上、及び相互協力関係のさらなる強化を目的として付与することにより、中長期的な当社の企業価値向上及び業績拡大に資するものであり、株主の皆様への利益向上につながるものと判断しております。

したがって、必要且つ十分な水準を付与する必要があるとの判断から、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

なお、本新株予約権の発行規模におきましては、まず、「1 割当予定先の状況 f. 払込みに要する資金等の状況」に記載のとおり、本新株予約権の払込み及び権利行使に係る払込みに支障はないと判断した上で、割当予定先との協議の上で決定いたしております。この点、割当予定先が現時点で保有する自己資金を上回る規模で新株予約権を発行する理由は、上記のとおり、割当予定先において、当社とのより強固なリレーションシップを中長期的に継続していただくことを確保することで、中長期的な当社の企業価値の向上及びこれによる株主の皆様への利益向上を実現するため、割当予定先が中長期に亘って、当社株価の上昇に対する強い動機付けを得られるよう本新株予約権を設計することが妥当であるとの判断に基づき、現時点において将来の報酬分及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の一部を売却することにより得る資金に相当する量の本新株予約権を割当予定先に対して付与することについては十分な合理性があると判断したことによるものです。また、本新株予約権の発行は、割当予定先に対して、後記「5 第三者割当後の大株主の状況」に記載のとおり、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合において、それぞれ、14.64%(秋元康氏)、3.25%(秋元伸介氏)、及び0.81%(赤塚善洋氏)となり、合計で18.71%の所有議決権数の割合となる株式数を付与することとなるものであります。かかる発行規模につきましても、上記のとおり、当社といたしまして、秋元康氏の当社特別顧問就任、本件業務提携及び本件合弁会社設立により、KSのライブ・エンターテインメント部門における事業拡大が推し進められ、さらなる当社グループの企業価値向上が実現できるものとの判断に基づき、かかる規模による本新株予約権の発行による市場への影響及び既存株主様への影響(希薄化等)に配慮しつつ、かかる目的を達成するため秋元康氏、秋元伸介氏及び赤塚善洋氏との相互協力関係を最大限に強化すべく、上記の発行規模となる発行を行うことと致しましたものであり、十分な合理性があるものと判断したことによるものであります。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計32,029,400株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は3,448,950株であり、一定の流動性が保持されていることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の所有 株式数(株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 |
|-----------------------|------------------------|--------------|----------------------------|------------------|------------------------------------|
| Jトラスト株式会社 | 東京都港区虎ノ門1-7-12 | 59,755,500 | 42.93% | 59,755,500 | 34.90% |
| 株式会社ユナイテッドエー ジェンシー | 東京都中央区日本橋横山町 7-18 | 29,030,000 | 20.85% | 29,030,000 | 16.95% |
| 秋元 康 | 東京都渋谷区 | - | - % | 25,066,600 | 14.64% |
| 秋元 伸介 | 東京都千代田区 | - | - % | 5,570,300 | 3.25% |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10 | 2,178,000 | 1.56% | 2,178,000 | 1.27% |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1-6-1 | 2,090,800 | 1.50% | 2,090,800 | 1.22% |
| マネックス証券株式会社 | 東京都港区赤坂1-12-32 | 1,418,307 | 1.02% | 1,418,307 | 0.83% |
| 赤塚 善洋 | 東京都北区 | - | - % | 1,392,500 | 0.81% |
| 岡田 浩明 | 東京都世田谷区 | 1,212,000 | 0.87% | 1,212,000 | 0.71% |
| 星 久 | 東京都杉並区 | 537,848 | 0.39% | 537,848 | 0.31% |
| 計 | - | 96,222,455 | 69.12% | 128,251,855 | 74.90% |

(注) 1. 2018年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年3月31日現在の発行済株式総数及び総議決権数に、割当予定先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数32,029,400株及び議決権数320,294個を加えて算定しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第3四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（2018年6月18日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第50期有価証券報告書の提出日（2017年6月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2018年6月18日）までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。
（2017年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成29年6月27日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに対する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1円 総額139,233,440円

(3) 効力発生日

平成29年6月28日

第2号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、平成29年10月1日（予定）を効力発生日として、当社の不動産事業（不動産アセット部門）、店舗サプリース事業及び管理部門以外の全ての事業に関する権利義務のうち、本件吸収分割に係る吸収分割契約に定めるものを当社から100%子会社であるアドアーズ分割準備株式会社（平成29年10月1日をもって「アドアーズ株式会社」に商号変更予定。）へ吸収分割の方法により承継するものであります。

第3号議案 定款一部変更の件

当社は、平成29年10月1日をもって持株会社体制に移行する予定であり、これに伴い、現行定款第1条（商号）及び第2条（目的）の一部を変更し、併せて、平成29年10月1日に効力が発生する旨の附則を設けるもの。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として、藤澤信義、明珍徹、上原聖司、金谷晃、大出悠史、橋本光代、鷺尾誠を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、黒田一紀を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（％） |
|----------------------|---------|-------|-------|-------|----------------|
| 第1号議案 剰余金処分の件 | 143,861 | 2,513 | 0 | (注) 1 | 可決（98.24％） |
| 第2号議案 吸収分割契約承認の件 | 143,818 | 2,591 | 0 | (注) 2 | 可決（98.21％） |
| 第3号議案 定款一部変更の件 | 143,955 | 2,454 | 0 | (注) 2 | 可決（98.31％） |
| 第4号議案 取締役7名選任の件 | | | | | |
| 藤澤 信義 | 139,243 | 7,166 | 0 | (注) 3 | 可決（95.09％） |
| 明珍 徹 | 139,128 | 7,281 | 0 | | 可決（95.01％） |
| 上原 聖司 | 139,084 | 7,325 | 0 | | 可決（94.98％） |
| 金谷 晃 | 139,093 | 7,316 | 0 | | 可決（94.99％） |
| 大出 悠史 | 139,053 | 7,356 | 0 | | 可決（94.96％） |
| 橋本 光代 | 139,128 | 7,281 | 0 | | 可決（95.01％） |
| 鷺尾 誠 | 139,119 | 7,290 | 0 | | 可決（95.00％） |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | (注) 3 | |
| 黒田 一紀 | 139,379 | 7,030 | 0 | | 可決（95.18％） |

(注) 1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2018年1月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年1月23日開催の当社取締役会において、アドアーズ株式会社(以下、「アドアーズ」といいます。)の全株式を、株式会社ワイドレジャー(以下、「ワイドレジャー」といいます。)に譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。これに伴い、特定子会社の異動並びに当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の各規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : アドアーズ株式会社
住所 : 東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 明珍 徹
資本金 : 100百万円(平成29年12月31日現在)
事業の内容 : 総合エンターテインメント事業、その他の事業(外貨両替所事業)

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 : 2,000個
異動後 : - 個
総株主等の議決権に対する割合
異動前 : 100.0%
異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 平成30年3月26日付けでアドアーズの全株式をワイドレジャーに譲渡することにより、当社の子会社でなくなるためであります。
異動の年月日 : 平成30年3月26日(予定)

2 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告)

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年1月23日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、平成30年1月23日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるアドアーズの全株式をワイドレジャーに譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。なお、株式譲渡日は、平成30年3月26日を予定しております。

当該株式譲渡につきましては、会社法第467条に基づき、株主総会において特別決議が承認可決されることを条件としております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の個別業績において1,120百万円、連結業績において1,211百万円の関係会社株式売却益(特別利益)をそれぞれ計上する見込みであります。

(2018年1月29日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成30年1月26日の当社取締役会において、保有不動産を譲渡することを決議し、売買契約を締結いたしました。これに伴い、当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年1月26日 (みなし取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

平成30年1月26日の当社取締役会において、保有不動産を譲渡することを決議し、売買契約を締結いたしました。

なお、物件の引渡しは、平成30年3月を予定しております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成30年3月期の個別業績及び連結業績において、営業利益に340百万円 (概算値) を計上する見込みであります。

(2018年2月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2018年2月27日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年2月27日

(2) 当該決議事項の内容

議案 子会社株式譲渡契約承認の件

会社法第467条に従い、当社の完全子会社であるアドアーズ株式会社の全株式を株式会社ワイドレジャーに譲渡することについて株式会社ワイドレジャーとの間で2018年1月23日付で締結した株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成 (個) | 反対 (個) | 棄権 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合 (%) |
|---------------|-----------|--------|--------|------|-----------------|
| 子会社株式譲渡契約承認の件 | 1,063,643 | 14,813 | 0 | (注) | 可決 (76.40%) |

(注) 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3. 最近の業績の概要について

2018年5月11日開催の取締役会において決議された第51期連結会計年度(自2017年4月1日 至2018年3月31日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、当該連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成したものではありません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

第51期連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)の業績の概要

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (平成30年3月31日) |
|-------------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 5,593,472 | 9,670,121 |
| 受取手形及び売掛金等 | 202,771 | 60,231 |
| 未成工事支出金 | 122,995 | - |
| リース投資資産 | 237,294 | 223,112 |
| 販売用不動産 | 3,059,035 | 3,247,003 |
| 仕掛販売用不動産 | 1,435,845 | 1,804,822 |
| 商品 | 2,039 | - |
| 貯蔵品 | 144,086 | 1,652 |
| 前払費用 | 558,423 | 47,106 |
| 未収入金 | 113,302 | 79,232 |
| 前渡金 | 47,082 | 38,600 |
| 繰延税金資産 | 113,416 | 15,352 |
| その他 | 119,276 | 21,989 |
| 貸倒引当金 | 20,000 | - |
| 流動資産合計 | 11,729,041 | 15,209,223 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| アミューズメント施設機器 (純額) | 901,339 | - |
| 建物及び構築物 (純額) | 1,984,752 | 154,764 |
| 工具、器具及び備品 (純額) | 45,024 | 4,692 |
| 機械装置及び運搬具 (純額) | 845 | 1,229 |
| リース資産 (純額) | 1,635 | 5,242 |
| 土地 | 152,875 | 151 |
| 建設仮勘定 | 2,503 | - |
| 有形固定資産合計 | 3,088,977 | 166,080 |
| 無形固定資産 | | |
| 借地権 | 1,644,763 | 740,887 |
| ソフトウェア | 19,479 | 4,249 |
| その他 | 607 | 607 |
| 無形固定資産合計 | 1,664,850 | 745,745 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 38,666 | 38,965 |
| 出資金 | 19,096 | 10,190 |
| 長期前払費用 | 127,984 | 19,898 |
| 敷金及び保証金 | 4,982,232 | 248,146 |
| 破産更生債権等 | 85,276 | 81,411 |
| 繰延税金資産 | 10,702 | - |
| その他 | 145,640 | 108,159 |
| 貸倒引当金 | 121,018 | 130,400 |
| 投資その他の資産合計 | 5,288,580 | 376,369 |
| 固定資産合計 | 10,042,408 | 1,288,195 |
| 資産合計 | 21,771,449 | 16,497,418 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (平成30年3月31日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金等 | 713,333 | 220,351 |
| 短期借入金 | 369,162 | 840,700 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 2,329,024 | 1,511,098 |
| 1年内償還予定の社債 | 111,760 | 71,760 |
| 未払金 | 952,576 | 197,333 |
| 未払費用 | 63,881 | 13,266 |
| 未払法人税等 | 136,516 | 109,265 |
| 前受金 | 175,402 | 70,949 |
| 預り金 | 73,682 | 31,916 |
| 未成工事受入金 | 35,532 | 6,027 |
| 株主優待引当金 | 34,765 | 133,995 |
| その他 | 39,109 | 6,674 |
| 流動負債合計 | 5,034,747 | 3,213,338 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 493,240 | 431,480 |
| 長期借入金 | 4,969,735 | 1,953,157 |
| 長期末払金 | 267,845 | - |
| 預り保証金 | 450,660 | 82,210 |
| 資産除去債務 | 775,270 | 29,172 |
| 繰延税金負債 | 50,928 | 3,181 |
| その他 | 14,508 | 4,779 |
| 固定負債合計 | 7,022,189 | 2,503,980 |
| 負債合計 | 12,056,937 | 5,717,319 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 4,405,000 | 4,405,000 |
| 資本剰余金 | 4,393,440 | 4,393,440 |
| 利益剰余金 | 901,095 | 1,965,548 |
| 自己株式 | 2,877 | 2,899 |
| 株主資本合計 | 9,696,657 | 10,761,088 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 6,354 | 7,510 |
| その他の包括利益累計額合計 | 6,354 | 7,510 |
| 新株予約権 | 11,500 | 11,500 |
| 純資産合計 | 9,714,512 | 10,780,099 |
| 負債純資産合計 | 21,771,449 | 16,497,418 |

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 売上高 | 22,355,011 | 19,523,951 |
| 売上原価 | 19,162,091 | 16,826,987 |
| 売上総利益 | 3,192,919 | 2,696,963 |
| 販売費及び一般管理費 | 2,395,981 | 2,468,460 |
| 営業利益 | 796,937 | 228,503 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2,278 | 2,499 |
| 受取配当金 | 1,011 | 1,101 |
| 広告協賛金 | 53,410 | 49,930 |
| その他 | 40,619 | 41,169 |
| 営業外収益合計 | 97,319 | 94,701 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 144,060 | 128,771 |
| その他 | 63,259 | 51,823 |
| 営業外費用合計 | 207,320 | 180,595 |
| 経常利益 | 686,936 | 142,609 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 19,155 | 2,578 |
| 投資有価証券売却益 | 121,732 | 1,264 |
| 関係会社株式売却益 | 37,438 | 1,423,616 |
| 受取和解金 | - | 45,000 |
| 店舗閉鎖損失引当金戻入額 | 64,000 | - |
| その他 | 19,962 | - |
| 特別利益合計 | 262,288 | 1,472,459 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産売却損 | 22,679 | 26,062 |
| 固定資産除却損 | 1,283 | 111,075 |
| 減損損失 | 121,664 | - |
| 投資有価証券評価損 | 298,256 | - |
| その他 | 23,826 | 14,015 |
| 特別損失合計 | 467,710 | 151,152 |
| 税金等調整前当期純利益 | 481,514 | 1,463,916 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 129,342 | 116,997 |
| 法人税等調整額 | 141,679 | 143,231 |
| 法人税等合計 | 271,021 | 260,229 |
| 当期純利益 | 210,492 | 1,203,686 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | - | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 210,492 | 1,203,686 |

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 210,492 | 1,203,686 |
| その他の包括利益 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 2,047 | 1,156 |
| その他の包括利益合計 | 2,047 | 1,156 |
| 包括利益 | 212,540 | 1,204,842 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 212,540 | 1,204,842 |

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | |
|----------------------|-----------|-----------|---------|-------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 4,405,000 | 4,797,051 | 426,224 | 2,875 | 9,625,400 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 139,233 | | | 139,233 |
| 欠損填補 | | 264,377 | 264,377 | | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 210,492 | | 210,492 |
| 自己株式の取得 | | | | 2 | 2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | 403,610 | 474,870 | 2 | 71,257 |
| 当期末残高 | 4,405,000 | 4,393,440 | 901,095 | 2,877 | 9,696,657 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|----------------------|--------------|---------------|--------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 4,306 | 4,306 | - | 9,629,707 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 139,233 |
| 欠損填補 | | | | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 210,492 |
| 自己株式の取得 | | | | 2 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 2,047 | 2,047 | 11,500 | 13,547 |
| 当期変動額合計 | 2,047 | 2,047 | 11,500 | 84,804 |
| 当期末残高 | 6,354 | 6,354 | 11,500 | 9,714,512 |

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 4,405,000 | 4,393,440 | 901,095 | 2,877 | 9,696,657 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 139,233 | | 139,233 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,203,686 | | 1,203,686 |
| 自己株式の取得 | | | | 22 | 22 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,064,453 | 22 | 1,064,431 |
| 当期末残高 | 4,405,000 | 4,393,440 | 1,965,548 | 2,899 | 10,761,088 |

| | その他の包括利益累計額 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|---------------|--------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 当期首残高 | 6,354 | 6,354 | 11,500 | 9,714,512 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 139,233 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 1,203,686 |
| 自己株式の取得 | | | | 22 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 1,156 | 1,156 | | 1,156 |
| 当期変動額合計 | 1,156 | 1,156 | - | 1,065,587 |
| 当期末残高 | 7,510 | 7,510 | 11,500 | 10,780,099 |

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|--------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益 | 481,514 | 1,463,916 |
| 減価償却費 | 926,617 | 918,017 |
| 減損損失 | 121,664 | - |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 47,683 | 10,617 |
| 受取利息及び受取配当金 | 3,289 | 3,601 |
| 支払利息 | 144,374 | 128,771 |
| 固定資産売却損益(は益) | 3,524 | 23,484 |
| 固定資産除却損 | 1,283 | 111,075 |
| 投資有価証券売却及び評価損益(は益) | 176,523 | 1,264 |
| 関係会社株式売却損益(は益) | 37,438 | 1,423,616 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 91,963 | 77,514 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 339,046 | 283,272 |
| 有形固定資産からたな卸資産への振替 | 459,918 | 937,750 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 141,147 | 307,425 |
| その他 | 163,786 | 112,703 |
| 小計 | 1,674,992 | 2,309,979 |
| 法人税等の支払額 | 130,937 | 79,927 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 1,544,055 | 2,230,051 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の増減額(は増加) | 308,300 | 255,895 |
| 有形固定資産の取得による支出 | 1,235,125 | 928,461 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 86,544 | 11,345 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 816,327 | 100,945 |
| 投資有価証券の売却による収入 | 556,619 | 2,600 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 233,133 | 78,361 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 255,408 | 84,927 |
| 資産除去債務の履行による支出 | 96,369 | - |
| 貸付けによる支出 | 87,393 | 1,000 |
| 貸付金の回収による収入 | 10,120 | 13,307 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入 | 100,205 | 2,474,186 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3,415 | 3,624 |
| その他 | 26,476 | 12,039 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 1,121,260 | 1,725,079 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の増減額(は減少) | 1,468,388 | 471,538 |
| 長期借入れによる収入 | 5,020,000 | 3,670,998 |
| 長期借入金の返済による支出 | 3,001,930 | 3,696,298 |
| 社債の発行による収入 | 470,000 | 400,000 |
| 社債の償還による支出 | 75,000 | 141,760 |
| 自己株式の取得による支出 | 2 | 22 |
| 新株予約権の発行による収入 | 11,500 | - |
| 利息及び配当金の支払額 | 283,493 | 242,206 |
| その他 | 90,688 | 84,710 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 581,997 | 377,539 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | - | 126 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 1,004,791 | 4,332,543 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 4,316,585 | 5,321,377 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 5,321,377 | 9,653,921 |

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(追加情報)

従来は有形固定資産の「建物及び構築物」、「土地」及び無形固定資産の「借地権」に含めていた不動産の一部について保有目的を変更したため、1,638,579千円をたな卸資産の「販売用不動産」に振替えております。

なお、当該資産のうち937,750千円は当連結会計年度において売却し、売上原価に計上しております。

(セグメント情報等)

a. セグメント情報

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が経営資源配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、当社及び当社の連結子会社を基礎とした業種別のセグメントから構成されており、「総合エンターテインメント事業」、「不動産事業」、「商業施設建築事業」及び「店舗サブリース事業」の4つの事業セグメントを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの概要は以下のとおりであります。

- 「総合エンターテインメント事業」 : 総合エンターテインメント施設の運営事業
- 「不動産事業」 : 個人から法人に至る、各種不動産の開発・売買・リーシング
- 「商業施設建築事業」 : パチンコホールやカラオケ店並びに飲食店など各種商業施設の設計・施工
- 「店舗サブリース事業」 : 不動産開発から内外装の設計・施工を含むサブリース

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用された会計方針に準拠した方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | | | その他 (注)1 | 合計 | 調整額 (注)2 ~5 | 連結財務諸表 計上額 (注)6 |
|----------------------------|------------------------|-----------|--------------|---------------|------------|-------------|------------|-------------------|-----------------------|
| | 総合エンタ ーテインメン ト事業 | 不動産事業 | 商業施設建築 事業 | 店舗サプリー ス事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 13,302,306 | 6,775,675 | 2,199,295 | 48,753 | 22,326,031 | 28,980 | 22,355,011 | - | 22,355,011 |
| セグメント間の 内部売上高又は 振替高 | - | - | 445,267 | - | 445,267 | - | 445,267 | 445,267 | - |
| 計 | 13,302,306 | 6,775,675 | 2,644,562 | 48,753 | 22,771,298 | 28,980 | 22,800,278 | 445,267 | 22,355,011 |
| セグメント利益 | 760,121 | 536,477 | 104,296 | 5,369 | 1,406,265 | 5,781 | 1,412,046 | 615,109 | 796,937 |
| セグメント資産 | 8,358,198 | 8,004,188 | 218,581 | 427,378 | 17,008,346 | 50,993 | 17,059,339 | 4,712,109 | 21,771,449 |
| セグメント負債 | 1,937,893 | 5,031,640 | 616,524 | 16,223 | 7,602,282 | - | 7,602,282 | 4,454,655 | 12,056,937 |
| その他の項目 | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 874,268 | 47,043 | 1,335 | - | 922,647 | 312 | 922,960 | 3,657 | 926,617 |
| 減損損失 | 121,664 | - | - | - | 121,664 | - | 121,664 | - | 121,664 |
| 有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額 | 1,191,199 | 1,096,501 | - | - | 2,287,700 | 4,539 | 2,292,239 | 1,851 | 2,290,387 |

- (注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、パチスロ機周辺機器レンタル事業・外貨両替事業であります。
2. セグメント利益の調整額 615,109千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント資産の調整額4,712,109千円、セグメント負債の調整額4,454,655千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産及び全社負債であります。
4. 減価償却費の調整額3,657千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 1,851千円は主に未実現利益の調整額であります。
6. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | | | | その他 (注)1 | 合計 | 調整額 (注)2 ~5 | 連結財務諸表 計上額 (注)6 |
|--------------------|----------------------------|-----------|--------------|-------------------|------------|-------------|------------|-------------------|-----------------------|
| | 総合エン ターテイン メント事 業 | 不動産事 業 | 商業施設建 築事業 | 店舗サブ リース事 業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 10,539,757 | 7,329,510 | 1,448,399 | 186,286 | 19,503,953 | 19,997 | 19,523,951 | - | 19,523,951 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | 60,906 | 2,083 | - | 62,989 | - | 62,989 | 62,989 | - |
| 計 | 10,539,757 | 7,390,416 | 1,450,482 | 186,286 | 19,566,943 | 19,997 | 19,586,940 | 62,989 | 19,523,951 |
| セグメント利益又は損失() | 256,073 | 680,501 | 40,234 | 33,575 | 1,010,385 | 5,391 | 1,004,994 | 776,491 | 228,503 |
| セグメント資産 | - | 7,475,669 | 60,614 | 398,707 | 7,934,991 | - | 7,934,991 | 8,562,426 | 16,497,418 |
| セグメント負債 | - | 4,763,642 | 226,890 | 16,223 | 5,006,755 | - | 5,006,755 | 710,563 | 5,717,319 |
| その他の項目 | | | | | | | | | |
| 減価償却費 | 884,925 | 28,135 | 1,126 | - | 914,186 | 2,071 | 916,258 | 1,759 | 918,017 |
| 減損損失 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 916,426 | 16,644 | 249 | - | 933,320 | 4,216 | 937,536 | 84,922 | 1,022,458 |

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、外貨両替事業であります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 776,491千円は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント資産の調整額8,562,426千円、セグメント負債の調整額710,563千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産及び全社負債であります。

4. 減価償却費の調整額1,759千円は、主に各報告セグメントに配分しない全社費用であります。

5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額84,922千円は主に各報告セグメントに配分しない全社資産であります。

6. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

b. 関連情報

前連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

| | 総合エンターテインメント事業 | 不動産事業 | 商業施設建築事業 | 店舗サブリース事業 | その他 | 合計 |
|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 13,302,306 | 6,775,675 | 2,199,295 | 48,753 | 28,980 | 22,355,011 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

100分の10以上に該当する主要な販売先はありませんので記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 千円)

| | 総合エンターテインメント事業 | 不動産事業 | 商業施設建築事業 | 店舗サブリース事業 | その他 | 合計 |
|-----------|----------------|-----------|-----------|-----------|--------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 10,539,757 | 7,329,510 | 1,448,399 | 186,286 | 19,997 | 19,523,951 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

100分の10以上に該当する主要な販売先はありませんので記載を省略しております。

c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
セグメント情報で開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
該当事項はありません。

d. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
該当事項はありません。

e. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|---------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 69.69円 | 77.34円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1.51円 | 8.65円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | - | - |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (平成30年3月31日) |
|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 9,714,512 | 10,780,099 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 11,500 | 11,500 |
| (うち新株予約権(千円)) | (11,500) | (11,500) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 9,703,012 | 10,768,599 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株) | 139,233,440 | 139,233,256 |

(注) 3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|---|---|--|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円) | 210,492 | 1,203,686 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円) | 210,492 | 1,203,686 |
| 期中平均株式数(株) | 139,233,453 | 139,233,297 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | - | - |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | - | - |
| 普通株式増加数(株) | - | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | アドアーズ株式会社第1回新株予約権(新株予約権の目的となる株式の数11,500,000株) | |

(重要な後発事象)

1. 事業の譲受

当社は、平成30年4月9日開催の取締役会において、株式会社BIGFACE(以下「BIGFACE」といいます。)が運営する「テレビ制作事業」の譲受に向けた基本合意書を締結することを決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。

(1) 事業譲受の理由

新たにライブ・エンターテインメント事業の開始に向けた検討を開始し、さらに事業の早期実現に向けてBIGFACEが運営する「テレビ制作事業」を譲り受けることにつき検討・交渉を開始してまいりました。

同事業におきましては、テレビ業界の最前線で活躍するスタッフを抱え、ドキュメンタリーやスポーツ、バラエティ等、幅広い番組制作の実績を有しております。また、これまでに培った演出力や予算管理のノウハウを活かし、企業のCMなど広告向けの映像制作にも進出するなど、当社が目指すライブ・エンターテインメント事業との親和性が高く、今後の事業基盤の構築に向けて寄与していくものと判断したため、同事業の譲受に向けた基本合意書を締結することを決定いたしました。

(2) 譲受する相手会社の名称等

| | |
|-----------|-----------------------------|
| 名称 | 株式会社BIGFACE |
| 所在地 | 東京都中央区築地5-6-4 浜離宮三井ビルディング3階 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 水野 英明 |
| 事業内容 | テレビ制作事業、広告映像制作事業、パートナー事業 |

(3) 譲受の時期

平成30年7月(予定)

事業譲受に関する契約締結の時期につきましては、平成30年5月中を予定しております。

2. 子会社等の設立

当社は、平成30年4月9日開催の取締役会において、新たに子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

新たな事業としてライブ・イベントスペースの開設及び運営を行うことを目的として、新たに子会社を設立するものであります。

(2) 子会社の概要

| | |
|-----------|-----------------------|
| 名称 | 株式会社KeyStudio |
| 所在地 | 東京都港区虎ノ門1-7-12 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 大出 悠史 |
| 事業内容 | ライブ・イベントスペースの開設及び運営事業 |
| 資本金 | 100,000千円 |
| 設立年月日 | 平成30年4月13日 |
| 出資比率 | 当社100% |

3. 子会社等の設立

当社は、平成30年4月13日の取締役会において、新たに子会社を設立することを決議いたしました。

(1) 子会社設立の目的

新たな事業の早期実現に向けて株式会社BIGFACEが運営する「テレビ制作事業」を譲り受けることを目的として、新たに子会社を設立するものであります。

(2) 子会社の概要

| | |
|-----------|-------------------|
| 名称 | 株式会社KeyProduction |
| 所在地 | 東京都港区虎ノ門1-7-12 |
| 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 明珍 徹 |
| 事業内容 | テレビ制作事業 |
| 資本金 | 100,000千円 |
| 設立年月日 | 平成30年4月18日 |
| 出資比率 | 当社100% |

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第50期) | 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日 | 2017年6月28日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第51期第3四半期) | 自 2017年10月1日 至 2017年12月31日 | 2018年2月13日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

アドアーズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陶江 徹 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアドアーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドアーズ株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成28年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アドアーズ株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、アドアーズ株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

アドアーズ株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員 公認会計士 加藤 善孝 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陶江 徹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアドアーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アドアーズ株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成28年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成28年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月9日

株式会社KeyHolder

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 陶江 徹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 丸田 力也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社KeyHolder (旧会社名 アドアーズ株式会社) の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間 (平成29年10月1日から平成29年12月31日まで) 及び第3四半期連結累計期間 (平成29年4月1日から平成29年12月31日まで) に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社KeyHolder (旧会社名 アドアーズ株式会社) 及び連結子会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年1月23日の取締役会において、アドアーズ株式会社の全株式を、株式会社ワイドレジャーに譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社 (四半期報告書提出会社) が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。